

第 6 回東京都特別区・武三交通圏及び第 5 回東京都多摩地区交通圏タクシー特定地域協議会合同会議とりまとめ

東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会
東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会
東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会

平成 23 年 4 月 22 日、グランドアーク半蔵門において、東京都特別区・武三交通圏では第 6 回目、多摩地区 3 交通圏については第 5 回目となる協議会の合同会議を開催し、平成 23 年 2 月までの特定事業計画の進捗状況等について報告を受け、これを総括した上で、次のとおり協議会としての今後の方針等についてとりまとめた。

1. 現時点における適正化の取組み（減休車）による影響

これまでのところ、各交通圏において減休車が行われたことによって、日車營收等の改善などタクシー市場の需給状況は改善されており、減休車の効果が明らかとなっている。また、利用者の利便性については、タクシーの不足や乗車しにくいという苦情等もなく、阻害されている状況は認められない。

なお、労働条件の改善に関しては、改善の兆しがあるものの十分ではなく、今後、地域計画が十分な効果に結びつくことが期待されることである。

2. 協議会としての今後の方針（方向性）

本協議会では、各交通圏において、地域計画における適正水準の実現に向けて関係者一同が引き続き努力していくことを再確認した。総体として公平性について十分に配慮しながら減休車の取組みを進めていくことが重要である。行政庁においては、4 月 13 日付け自動車交通局通達の経営状況に関する調査・監査の実施に基づく、更なる推進に向けた取組みを引き続き行うべきである。また、事業者団体においては、各事業者に対して減休車の効果が十分にみられることを PR し、更なる推進に向けた働きかけを行うべきである。

活性化については、利用者利便性の向上、安全性の向上、その結果としてのタクシー需要の増大を効果的に達成できるよう、効果の見極めと、目標を的確に設定し、更なる努力を積み重ねていくことが期待される。

3. 更なる適正化・活性化の推進に必要な検討事項

減休車の目標値達成後の検討事項として、公共交通機関としてのサービス向上を目指すためには、更なる供給抑制策の検討について、事業者及び行政の対応が必要である。

なお、今回意見のあった定年制の導入、勤務形態の転換等について、今後、関係者間で検討をすすめることとなった。

4. 今後の適正化・活性化の取組みを実施する上での考慮すべき事項

今後の適正化・活性化を実施する上では、震災による需要減が大きな課題である。これを注視しつつ、協議会においても今後の方向を検討し取り組んでいくものとする。

以上